

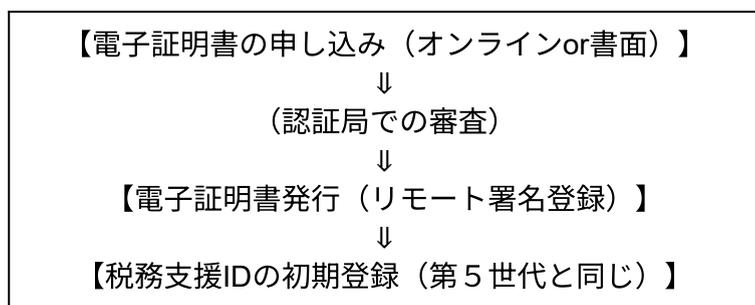
代理送信にかかる電子証明書について

令和8年3月31日までは第5世代の電子証明書と第6世代の電子証明書が並存するため、以下の点にご注意ください。

【注意事項】

① 第5世代は電子証明書カード（紫色のカード）の中にあらかじめ電子証明書が格納されていたため、初期登録（税務支援用利用者識別番号（以下、税務支援ID）への電子証明書の登録）をすればすぐに代理送信が可能でした。

一方、第6世代の電子証明書は税理士認証カード（赤色のカード）の中には事前に格納されておらず、クラウド環境での管理となります。また、クラウド上に電子証明書を格納するためには、次の作業を行う必要があります。



！！注意！！第6世代をご利用予定の方は【電子証明書の申し込み（オンラインor書面）】をしてから認証局の審査が完了するまで1週間～2週間程度（書面申込みの場合は+郵送の期間）かかりますので余裕を持って準備をお願いします。

② 税務支援IDに登録した電子証明書を税務支援当日にお持ちください。

具体的には第6世代の電子証明書を税務支援IDに登録した場合は赤色の税理士認証カードを、第5世代の電子証明書を税務支援IDに登録した場合は紫色のカードを持参してください。

③ 税務支援IDに登録することができる電子証明はひとつだけです。お持ちの3枚のカード（第5世代2枚、第6世代）全てについて税務支援IDに登録作業（初期登録）を行った場合、最後に登録作業を行ったカードのみが有効となります。

なお、第5世代の電子証明書は2枚発行されており、それぞれ異なる電子証明書となっています。おなじ第5世代電子証明書であっても税務支援IDに登録されていない方をご持参いただくと電子署名をすることができませんのでご注意ください。

【Q&A】

Q：私は自分の税理士業務で第6世代の電子証明書を使っていますが、税務支援でも第6世代の電子証明書を使うことができますか？

A：はい。ひとつの利用者識別番号にはひとつの電子証明書しか登録できませんが同じ電子証明書を複数の利用者識別番号に登録することは可能です。

Q：私は自分の税理士業務で第6世代の電子証明書を使っていますが、税務支援では第5世代の電子証明書を使うことができますか？

A：はい。第5世代の電子証明書は令和8年3月31日までは有効ですので、税務支援IDに第5世代の電子証明書を紐づけていただければご自身の税理士業務で第6世代の電子証明書を使っていたとしても税務支援では第5世代の電子証明書を使うことが可能です。